

2021年度 展示会出展支援助成事業

募 集 案 内

2021年4月1日

産 業 振 興 課

市内の中小企業者が、開発、製作された製品等を、展示会等に出展される経費の一部を助成します。

1. 対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する企業で、市税を完納している者

- (1) 法人については、本店または支店が宇治市にある法人事業者。
- (2) 個人については、市内に住所を有する個人事業者。

2. 対象業種

- (1) 情報関連産業(「日本標準産業分類」においてソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、映像情報制作・配給業若しくは民間放送業(有線放送を除く。)に分類される産業又はこれらに準ずる産業をいう。)
- (2) 自然科学研究所(「日本標準産業分類」において自然科学研究所に分類される産業)
- (3) 製造業(「日本標準産業分類」において製造業に分類される産業)
- (4) 温暖化防止、環境負荷低減及び環境保全等の環境産業

3. 対象となる展示会 等

- (1) 2021年4月1日から2022年3月31日の間に開催されるもの。
- (2) 公的機関等が開催するもの。企業が単独で開催する展示会は、対象になりません。

4. 対象経費

出展及び移送に要する経費です。

【対象外経費】

人件費、旅費、食糧費、消費税にかかる経費は対象外です。また、出展・移送に要する経費の中でも、目的外で使用可能なものの経費は対象外です(名刺、会社案内パンフレット、ノベルティ、展示物サンプルなど)。

5. 助成率及び助成金の上限

助成率は、助成対象経費の**4 / 5以内**で、助成金の上限は、1企業に対し1年度内**600,000円**です。令和3年度については、交付年度、交付総額が上限となった助成対象事業者についても申請可能です。

6. 申請方法

展示会出展支援助成事業助成金交付申請書(別記様式第1号)に、必要事項を記入し、必要資料を添付して、産業振興課へ持参してください。

7. 申請受付期間

受付期間は、2022年3月31日までです。
ただし、先着順にて予算額の範囲をもって締切りとなります。

8. 詳細・問い合わせ先

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45 番地の 13
宇治市産業会館 3 階
宇治市産業振興課
TEL : 0774-39-9621 直通